

(平成26年5月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②及び③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 29 日
② 平成 19 年 7 月 31 日
③ 平成 19 年 12 月 28 日

私がA社で勤務していた頃、申立期間に同社からの賞与を銀行口座振込で受け取っていたが、当該賞与に係る記録が厚生年金保険の記録に反映されていないので回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与振込銀行から提出された普通預金元帳、A社から提出された申立人の申立期間③に係る賞与明細書及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関係資料は無いが、複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、当該同僚の賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準賞与額については、上記普通預金元帳、申立人の賞与明細書及び同僚の賞与明細書により確認又は推認できる保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②及び③はそれぞれ20万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

沖縄国民年金 事案 348

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年12月まで

私は、長女が生まれた昭和50年12月頃に国民年金に加入し、翌年の51年3月頃、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたので、申立期間の何か月分かを郵便局又は銀行で納めていた記憶がある。申立期間の全ての期間に保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は、申立人が所持する年金手帳及び申立人の同記号番号の前後における被保険者の資格記録から昭和54年12月頃と推認され、申立人に当該年金手帳以外についての記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「学資保険の納付場所と同じA郵便局又は他の郵便局やB銀行C支店で納付した記憶がある。」と述べているところ、申立期間当時、郵便局はD市との国民年金保険料収納代理契約を締結していなかったことから、郵便局で保険料を納めることはできなかつた上、B銀行には、申立期間当時の納付状況が分かる資料は保管されておらず確認することはできない。

さらに、申立期間当時、申立人の夫はE共済組合に加入していることから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、加入手続から遡って国民年金の被保険者資格を取得することができないところ、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人は昭和54年12月に国民年金に任意加入

したものとされており、申立期間については未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することができないとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。